

特定非営利活動法人コラソン千葉スポーツクラブ規約

特定非営利活動法人コラソン千葉スポーツクラブ規約

第1条（名称及び運営主体）

本クラブの名称を、クラブチーム「ジェフユナイテッド市原・千葉コラソン」、スクール「コラソン千葉」とし、特定非営利活動法人コラソン千葉スポーツクラブが管理運営を行うものとする。

第2条（所在）

本クラブを特定非営利活動法人コラソン千葉スポーツクラブ内（下記住所）に置く。
千葉県千葉市稲毛区園生町1015-35

第3条（目的）

- 1, サッカー活動を通して、技術やルール・マナーを学び、少年・少女の人間育成、技術向上を目的とする。
- 2, サッカー活動を通して、千葉市の地域社会に貢献する事を目的とする。

第4条（活動）

本クラブは前条で掲げた目的を達成する為に、以下の活動を行う。

- 1, 技術向上、ルール・マナー習得の為にトレーニング、試合、遠征、合宿を行う。
- 2, 地域へ向けた、スポーツイベント・スポーツ教室の開催。
- 3, 指導者の資質向上の為に研修会等への参加。

第5条（入団資格）

- 1, クラブ運営及び指導についてスタッフに一任出来る者。
- 2, 本クラブ以外のサッカーチームに所属していない者。（二重登録の禁止。ただしスタール入会についてはその限りではない。）
- 3, 入会申込書の記入事項に必要項目を記入し、提出後クラブに認められた者。
- 4, クラブが定めるスポーツ保険に加入出来る者。
- 5, 月会費の納入を怠らず出来る者。
- 6, その他、本規約を厳守できる者。

第6条（入団方法及び定員）

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき、本クラブの事務所に申込を行う。
また定員に達した場合は入団の受付を終了する場合がある。

第7条（事業年度及び会費等）

毎年4月1日から3月31日までを年度とする。会員は別に定められた入会金、年会費、指導料を納入しなければならない。申込受付受理後、スタッフから案内される入会金、初月指導料を支払う。一旦納入した入会金・指導料は理由の如何に問わず返金しない。その他、クラブ生に限っては、遠征合宿等・クラブ指定ウェア購入代金・バス使用費等の実費が別途必要となる。

第8条（納入方法）

各種費用は毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に翌月分会費を契約口座より代金回収にて引落する。引落手数料は会員が負担する。残高不足等で引落されなかった場合、会員から本クラブ指定口座へ振込ものとする。尚、その際の手数料は会員が負担する。また、代金回収手続きが受理されるまでの一定期間（入会初月を含む）は、本クラブが案内する方法にて納入する。

第9条（会費の滞納）

会員が各種費用を3カ月を超えて怠った場合、その会員に対する指導を停止、または強制的に退会をさせることができる。但し事前に本クラブに了承を得ている場合はその限りではない。

第10条（退会）

退会する者は、その退会する前月10日までに所定の退会届をスタッフまたは事務所に提出しなければならない。退会届の提出がない場合は活動中と見なし、クラブへの参加有無に関わらず指導料を全額請求する。また年度途中で退会する場合も、年会費の返金は行わないものとする。

第11条（休会）

休会する者は、所定の休会届をスタッフまたは事務所まで提出しなければならない。怪我・病気等の特別な場合を除き休会期間は最長2ヶ月間とする。休会した月の指導料は発生しないが、月途中で休会する場合はその月の指導料は発生し、日割り計算はしないものとする。※再入会出来ない場合もある。

第12条（除名）

本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者、学業との両立が著しく困難な者は、保護者との面談を経ても改善される見込みがないと判断した場合、本クラブから除名できる。除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対しての異議申立てはできず、受け付けない。

第13条（中止）

雨天・会場不良による中止の場合は各種連絡手段（年代によって異なる）において連絡する。急な天候変化・雷等により開始直前、活動中に中止する場合がある。その際も上記と同様に連絡する。会場不良での中止についてはグラウンド管理者と本クラブ担当スタッフとの協議によるものである。その他怪我や事故による緊急時、天災地変、会場の都合等で中止なる場合がある。

第14条（保険）

本クラブ生は全員「スポーツ安全保険」に加入する。保険手続きは本クラブが行い、加入料は年に一度、会員から徴収する。クラブ活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険約定の範囲内で対処する。クラブ活動中及び往復途中の事故等に対し本クラブの指導スタッフは応急処置のみ対応し、その後の責任は保護者によるものとする。

第15条（免責事項）

会員は、本クラブにおける盗難、障害、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第16条（規約改正）

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

第17条（個人情報）

入会時、申込用紙に記載された個人情報は本クラブの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。

附則

- 1, この規約は、平成26年9月18日より施行する。
- 2, 平成30年1月27日、一部条文の追加および変更、施行。
- 3, 令和6年12月11日、一部条文の追加および変更、施行。

以上、令和6年12月11日現在